

東京都幼稚園教諭免許状取得支援事業補助要綱

平成26年11月4日 26生私振第1026号 決定
平成28年2月17日 27生私振第1446号 改正

第1 目的

この要綱は、「教育支援体制整備事業費交付金実施要領」（平成27年5月21日付文部科学省初等中等教育局長裁定）別紙3「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援」（以下「交付金実施要領」という。）及び「保育士資格取得支援事業の実施について」（平成27年4月13日付雇児発0413第11号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「保育士資格取得支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保のために、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を区市町村が支援する事業について、東京都がその経費の一部を補助するに当たって算定基準及び手続等を規定し、もって子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は区市町村とする。

第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は次に定めるところによる。

1 対象施設等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）第2条第6項に定める認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）

2 養成施設

幼稚園教諭を養成する大学やその他の施設

3 更新講習施設

幼稚園教諭免許状の更新講習を実施する施設

4 特例制度

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度

第4 補助対象事業

1 事業内容

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、交付金実施要領及び実施要綱に基づき、対象施設等に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した養成施設の受講料等（以下「免許取得に係る受講料等」という。）、保育士等として対象施設等に勤務する者が幼稚園教諭免許状を更新するために要した更新講習施設の受講料等（以下「免許更新に係る受講料等」という。）及び免許取得に係る受講料等の対象者が幼稚園教諭免許状を取得する際における保育士の代替に伴う雇上費（以下「代替保育士雇上費」という。）の補助を行う。

ただし、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象にならない。

2 対象者

（１）免許取得に係る受講料等

ア 交付年度の４月１日から翌年３月３１日までに、養成施設において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始した者のうち、下記の全ての要件を満たす者
（ア）対象施設等に常勤で勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。なお、対象となる保育士は受講期間中においても、原則として当該対象施設等に勤務していること。

（イ）養成施設における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が交付された者で、対象施設等において免許状交付後１年間以上勤務する意思がある者

（ウ）交付年度の翌年３月３１日までに、当該対象施設等を通じて本事業を実施することを記載した実施計画書を区市町村へ提出すること。

イ 交付年度の４月１日から翌年３月３１日までに、養成施設において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始した者のうち、下記の全ての要件を満たす者
（ア）対象施設等に現に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。なお、対象となる保育士は受講期間中においても、原則として当該対象施設等に勤務していること。

（イ）養成施設における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が交付され、対象施設等において免許状交付後１年間以上勤務する意思がある者

（ウ）交付年度の翌年３月３１日までに、当該対象施設等を通じて本事業を実施することを記載した実施計画書を区市町村へ提出すること。

（２）免許更新に係る受講料等

ア 交付年度の４月１日から翌年３月３１日までに、更新講習施設において幼稚園教諭免許状の更新に必要な科目の受講を開始した者のうち、下記のいずれかの要件を満たす者

（ア）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成２４年法律第６６号）第２条第７項に定める幼保連携型認定こども園（以下「幼

保連携型認定こども園」という。)に常勤で勤務しており、保育教諭であって幼稚園教諭免許状(休眠状態を含む。この項において同じ。)及び保育士資格を有している者又は保育士資格の取得を予定している者若しくは保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者。なお、対象となる者は受講期間中においても、原則として当該対象施設等に勤務していること。

(イ) 幼保連携型認定こども園以外の対象施設等に保育士として常勤で勤務している者(幼稚園以外の施設の長を含む。)で、幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者。なお、対象となる保育士は受講期間中においても、原則として当該対象施設等に勤務していること。

- イ 更新講習施設における必要となる科目修得後、更新講習修了確認証明書等が発行された者で、対象施設等において免許更新後1年間以上勤務する意思がある者
- ウ 交付年度の翌年3月31日までに、当該対象施設等を通じて本事業を実施することを記載した実施計画書を区市町村へ提出すること。

第5 対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、区市町村が補助事業を行うに当たって支出した経費であって、別表に定めるものとする。当該経費は、免許取得に係る受講料等及び代替保育士雇上費の対象者については、幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、免許更新に係る受講料等の対象者については、更新講習修了確認証明書等の発行を受けた後に支払うことができるが、原則免許状交付後1年以上対象施設等に勤務すること。また、他の制度により補助等を受けているものを除く。

第6 補助金交付額

この補助金は、次により算出された額を交付するものとする。

- (1) 別表項目ごとの基準額の合計額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額を選定し、補助率を乗じる。
- (2) (1)により算出された額の合計額を交付額とする。

第7 補助条件等

この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、その交付は、別記補助条件を付して行うものとする。

第8 交付申請

この補助金の交付申請は、別に定める期日までに別紙第1号様式に係る書類を添えて、東京都知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

第9 交付決定及び通知

知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、第7の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

第10 変更交付申請

区市町村長は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙第2号様式による変更交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。この場合において、交付決定及び通知については、第9の規定を準用する。

第11 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

第12 その他

1 知事は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を別に定めることができる。

2 実施計画書

区市町村は、対象施設等から本事業を実施することを記載した実施計画書（別添様式）を提出させるとともに、その写しを別に定める期日までに東京都に提出すること。

3 実施期限

免許取得に係る受講料等及び代替保育士雇上費の対象者については、幼稚園教諭免許状を授与された年度の末日、免許更新に係る受講料等の対象者については、更新講習修了確認証明書等の発行を受けた年度の末日とする。対象施設等は、実施期限内に幼稚園教諭免許状取得支援完了報告書又は幼稚園教諭免許状更新支援完了報告書を実施主体に提出すること。

附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月17日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1) 及び (2) に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、「補助金等に係る予算の執行と適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等、並びに同14条第1項第2号の規定により、処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。
- (2) 区市町村長は、(1) に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることができる。

4 財産の管理

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

5 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までの間に実施し、かつ完了しなければならない。

6 事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難と

なった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

7 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、区市町村長に対しその遂行の状況に関し報告を求めることがある。

8 補助事業の遂行命令等

- (1) 6及び7の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、区市町村長に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) (1)の規定による命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し、補助事業の一部停止を命ずることがある。

9 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は2の(3)の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日までに、別紙第3号様式に関係書類を添えて、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

10 補助金の額の確定

知事は、9の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

11 是正のための措置

- (1) 知事は、10の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。
- (2) 9の規定は、(1)の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

12 決定の取消し

- (1) 区市町村長が次のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

- (2) (1)の規定は、10 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

13 補助金の返還

- (1) 1 又は 12 の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (2) 10 の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

14 違約加算金

12 の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、区市町村長は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

15 延滞金

区市町村長が補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

16 他の補助金等の一時停止

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、他の同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

17 調書の作成、保管

区市町村長は、補助金と補助事業とに係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

別表

項目	
補助要綱第4補助対象事業の2対象者	(1) 免許取得に係る受講料等 養成施設の受講に必要な入学料又は登録料（受講の開始に際し養成施設に納付するもの）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及びその消費税 （注）対象者が養成施設における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与された場合に補助することができる。ただし、免許状交付後1年以上対象施設等に勤務すること。 ① 補助基準額 対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分の補助対象とし、100千円を上限とする（特例制度活用による免許状授与）。 ② 補助率 10／10 ただし、中核市においては補助率1／2
	(2) 免許更新に係る受講料等 更新講習施設の受講に必要な受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む）及びその消費税 （注）対象者が更新講習施設における講習を受講後、更新講習終了確認証明書等の発行を受けた場合に補助することができる。ただし、免許更新後、1年以上対象施設等に勤務すること。 ① 補助基準額 対象者1人につき、更新講習施設の受講に要した経費の半分の補助対象とし、100千円を上限とする。 ② 補助率 10／10 ただし、中核市においては補助率1／2

(3) 代替保育士 雇上費	免許取得に係る受講料等補助の対象者の代替として、対象施設等に雇上された保育士の雇上費 (注) 幼稚園教諭免許状の取得に必要となる養成施設における単位修得に当たっての授業や試験等を受けるため、対象施設等に勤務していない期間に代替保育士を雇用する場合の経費。上記(1)同様に、対象者が養成施設における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与された場合に補助することができる。ただし、対象者は免許状交付後1年以上対象施設等に勤務すること。 ① 補助基準額 1日当たり 6,390円 ② 補助率 10/10 ただし、中核市及び公立施設は補助対象外とする。
--	---